

議 事 録

公開・一部公開・非公開			非公開 部 分 理 由		
			文書管理責任者	保存期間	30（ ）・10・⑤・3・1・随
				作成日	令和4年7月11日
			記録者所属 市民生活部人権同和政策課		
			職・氏名 主査 市川 寿人		
会議等の名称	令和4年度 東御市人権尊重のまちづくり審議会			開催日時	令和4年7月11日（月） 午前・ <u>午後</u> 1時 30分～ 午前・ <u>午後</u> 3時 30分
				場 所	東御市中央公民館 講堂
主催者(事務局)	市民生活部人権同和政策課人権同和政策係			司会者	人権同和政策課長 上原代夫
出席者	審議会委員：荻原慎一郎、中澤実枝子、瀬田智之、西藤千代子、鳴澤恵美子、掛川卓男、大谷美知子、 高見沢 心、唐沢光章、原澤利明、宮下 聡、唐澤光章 幹事：小松信子、小林秀行、柳沢秀夫、西澤好美、掛川一郎、小林裕次、寺田嘉彦、樋沢聡、井上祐一 岩下雄司、上原代夫 庶務：池田恵子、坂井美嗣、市川寿人、安川祐介、岡澤健一、相澤千恵				
欠席者	審議会委員：小山隆文、相場聡司 幹事：清水悟 事務局：安川祐介				
議 題	(議題) (配布資料) ・ 令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画について 会議次第、東御市人権施策の基本方針・ ・ 東御市人権尊重のまちづくり市民の集いについて 基本計画に基づく令和3年度事業実績 ・ 第2次東御市男女共同参画推進基本計画について 及び令和4年度事業計画書 ・ 東御市人権尊重まちづくり市民の集いを令和4年12月10日（土）開催。				
次回への検討 事項					
次回開催	(日時) 令和 年 月 日 午前・後 時 分から (場所)				

討議内容及び経過	(発言内容)	
	(発言者名)	(発言内容)
1 開会		荻原会長
2 委員の委嘱		花岡市長から、委嘱書の交付
3 あいさつ		花岡市長
4 自己紹介		審議会委員、幹事、庶務の自己紹介。終了後、市長退席
5 協議事項		議長は、荻原会長が務めた。
(1) 令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画について	庶務	資料1～3ページ説明
		(質疑なし)
	審議会幹事	令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画書（別冊）説明
		(質疑)
	会長	基本施策の推進の45番子育て支援課のすくすくぽけっとへのアクセス数が、1日504回は本当か。
	幹事	コロナ発生前までは、1年間で5～6万のアクセス数であったが、コロナ禍にあった令和3年度は18万3千件ありました。市内外からアクセスいただいたと思います。
	委員	基本施策の推進の18番人権同和政策課の説明で、差別事象の問合せがあったとの報告でしたが、審議会の委員にそのことは周知されているでしょうか。差別事象が発生したことを知らないと、作成予定の差別事象対応マニュアルを作った意味がないと思いますが、どのように対応されているのでしょうか。
		基本施策の推進の52番に記載されている人権よろず相談について、相談後どのようにフォローや解決を行っているか伺いたい。
		課題別施策の推進の8番について、最近テレビ等でもヤングケアラーが取り上げられ、子どもが親や兄弟など家族の介護や家事を行うなどの実態があります。基本計画には、新しい課題であるためヤングケアラーについての記載はありませんが、ヤングケアラーは、子どもが虐待に近い形で自分のやりたいこともできない状況で家族の介護や家事を行う事を強いられるなど、子どもの人権問題です。市はどのように対応しているのでしょうか。
	幹事	令和4年3月11日に部落の場所を問う電話があり、息子夫婦が東御市に

	戻って来て家を建てるにあたり、孫が差別に合わないために部落の場所を
	教えてほしいという内容でした。差別を助長するため、場所等はお教えで
	きない旨と、市内の各小学校ではしっかりと部落問題について学んでいる
	こと、心配なことがあれば東部人権啓発センターで相談を伺うことを回答
	した。この差別事象を踏まえてマニュアル作成し、職員がきちんと対応で
	きるようにしてまいります。
	人権よろず相談につきましては、1回20分で1つの相談内容につき相談
	は1度きりというルールで運用しています。解決まで至らないこともあり
	ますが、法テラスや長野県弁護士会うえだ支部などへ繋ぐことで解決を図
	っています。
幹事	ヤングケアラーの実態把握については、令和3年度に市内の小中学生を
	対象に調査を実施し、該当するケースが4件ありました。
	家庭の状況等の確認を行い、例えば親の代わりに家事を行っている場合
	には養育支援訪問事業のサービスを受けていただける様に、対象家庭に赴
	き訪問サービスについて説明を行います。また、子ども家庭庁の設立に合
	わせ、子ども未来基金という特例事業がスタートしており、市としては訪
	問サービス等の利用者負担の軽減をするように事業を活用し、ヤングケア
	ラーに関してしっかり訪問支援に繋るよう、9月定例会に予算の上程を検
	討しております。
会長	先程の回答で、ヤングケアラーに該当するケースが4件発生したとあり
	ましたが、氷山の一角に過ぎないと感じています。情報収集と対応マニユ
	アルや対応能力の向上をしていく必要があると思います。また、課題別施
	策の推進の8番で児童虐待の件数が24件であると報告がありましたが、少
	ないと感じており、虐待された事を本人や周りが判断できていないのでは
	ないか。根が深く広い問題であると感じます。東御市が住みよく、子ども
	達が安心して育つことができるまちづくりが必要です。虐待やヤングケア
	ラーの子どもたちの心の傷について、マニュアル等を作成し対応してほし
	い。件数だけでなく、どのように対応したか、どのように解決したかも職
	員の方には心がけてほしいと思います。
委員	先にご回答いただいた差別事象対応マニュアルに関連して、異動等で職
	員が変わったとしても、適切な対応ができるように各人権問題に対応し
	た、それぞれの担当課マニュアルの作成が必要だと思います。
	ヤングケアラーについて、外国籍の子どもたちが言葉が通じない両親等
	の代わりに市役所等へ申請に行くなど、色々な立場の子ども達がいるの
	で、それぞれの実情に向き合う必要があると思います。

(2)「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」について 6 その他 第2次東御市男女共同参画推進基本計画について 7 閉会		差別事象の報告は、人権尊重のまちづくり審議会で、発生した課がしつ
		かりと報告する必要があります。
	庶務	「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」について説明
		質疑なし
	庶務	第2次東御市男女共同参画推進基本計画について説明
		質疑なし
		中澤会長代理